

平成28年度 久留米市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条の規定に基づき、市長から提出された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成29年8月9日から平成29年9月5日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため該当数値はない。実質公債費比率は0.1ポイント低下し、前年度は14.9ポイントも増加した将来負担比率については、1.2ポイント低下しており、それぞれ前年度に比べてやや改善している。法令に定める早期健全化基準からは大幅に下回っており、今回の指標から見た久留米市の財政は、なお「健全段階」の範囲にあるものと認められる。

財政健全化判断比率	平成28年度	平成27年度	対前年度差 (ポイント)	早期健全化 基準	備 考
① 実質赤字比率	—	—	—	11.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
② 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
③ 実質公債費比率	3.6%	3.7%	△0.1	25 %	
④ 将来負担比率	20.4%	21.6%	△1.2	350 %	

(注：①実質赤字比率 及び ②連結実質赤字比率は、その算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、これらの比率については「—」と表示される。)

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成28年度の実質収支は黒字となっているため、実質赤字比率は黒字を示す数値となっている。

本市においてこの比率の算定対象となる会計とその状況は、次表のとおりである。

【参考1：実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成28年度	平成27年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	852,241	938,825	△86,584
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	15,577	90,345	△74,768
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	136,913	118,212	18,701
① 分子（一般会計等実質収支額合計）	1,004,731	1,147,382	△142,651
② 分母（標準財政規模）	67,989,549	67,792,454	197,095
実質赤字比率（①/②）	▲1.47%	▲1.69%	＜黒字減少 0.22ポイント＞

(注：会計の名称は、平成28年度のもの表記している。「▲」は、黒字の状態を意味する。)

② 連結実質赤字比率について

平成28年度の連結実質収支は黒字となっているため、連結実質赤字比率は黒字を示す数値となっている。

この比率は、企業会計を含む全会計が対象であり、各会計の実質収支額又は資金不足額若しくは剰余額は次表のとおりである。

【参考2：連結実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成28年度	平成27年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	852,241	938,825	△86,584
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	15,577	90,345	△74,768
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	136,913	118,212	18,701
国民健康保険事業特別会計 実質収支額	88,792	△295,715	384,507
競輪事業特別会計 実質収支額	553,285	544,637	8,648
市営駐車場事業特別会計 実質収支額	7,939	8,306	△367
介護保険事業特別会計 実質収支額	468,821	329,002	139,819
後期高齢者医療事業特別会計 実質収支額	98,239	98,346	△107
水道事業会計 資金不足・剰余額	3,908,443	3,441,762	466,681
下水道事業会計 資金不足・剰余額	1,219,630	675,190	544,440
中央卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	10,574	10,895	△321
簡易水道事業特別会計 資金不足・剰余額	0	602	△602
地方卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	2,037	12,764	△10,727
農業集落排水事業特別会計 資金不足・剰余額	18,834	24,833	△5,999
特定地域生活排水処理事業特別会計 資金不足・剰余額	11,947	12,699	△752
① 分子（各会計実質収支額、資金不足・剰余額合計）	7,393,272	6,010,703	1,382,569
② 分母（標準財政規模）	67,989,549	67,792,454	197,095
連結実質赤字比率（①/②）	▲10.87%	▲8.86%	＜黒字増加 2.01ポイント＞

(注：会計の名称は、平成28年度のもの表記している。「▲」は、黒字の状態を意味する。)

③ 実質公債費比率について

平成28年度の実質公債費比率の算定結果は3.6%となり、早期健全化基準の25%と比較すると低い数値である。前年度の3.7%と比べると0.1ポイント低下(向上)し、「良好」な方向への動きとなった。当比率は実質公債費比率(単年度)の過去3か年の平均値を採るものとされ、平成28年度が、単年度の実質公債費比率では3.41%と、平成26年度並の数値にまで低下したことの影響が現れている。この低下については、当比率の分子となる元利償還金等について、公債費に準じる債務負担行為に係るものが減少したことなどが主な要因と見られている。

過年度との対照については次表のとおりである。今後の諸事業に係る地方債などの借入れ状況や元利償還金の変化などによって、当比率はさらに変動することも考えられるので、十分に注意が必要と思われる。

【参考3：実質公債費比率過年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	対前年度差
① 元利償還金等*	11,382,104	12,002,744	12,163,367	12,222,245	11,830,555	△391,690
② 標準財政規模	67,158,353	68,413,439	68,808,951	67,792,454	67,989,549	197,095
③ 基準財政需要額算入額**	9,394,652	9,811,467	10,170,049	9,836,227	9,845,704	9,477
④ 実質公債費比率(単年度)	3.44	3.73	3.39	4.11	3.41	△0.7
⑤ 実質公債費比率(3か年平均)	3.9%	3.7%	3.5%	3.7%	3.6%	<比率向上 0.1ポイント>

(注：④実質公債費比率(単年度)は、「①元利償還金等*(表中では特定財源等の額を控除して表示)－③基準財政需要額算入額** (元利償還金等に係る額。以下、④将来負担比率においても同じ。)」の値を「②標準財政規模－③基準財政需要額算入額」の値で除して求める。(小数点以下2桁まで表記) また、⑤実質公債費比率(3か年平均)は、過去3年分の「④実質公債費比率(単年度)」の値の平均を求める。)

④ 将来負担比率について

平成28年度の将来負担比率の算定結果は20.4%で、前年度の21.6%からやや改善している。近年では、前年度や23年度の20.7%並みの数値ではあるが、早期健全化基準の350%を下回り、当比率の基準からすれば「良好」な数値といえる。

前年度との比較は、次表に示すとおりである。本年度の数値が、前年度に比べて改善した主な要因は、当比率の分子となる将来負担額について、地方債現在高の普通会計負担分が減少したことにある。これは、前年度は久留米シティプラザ及び宮ノ陣クリーンセンター建設のための借入れに伴い、地方債現在高の普通会計負担分が大きく増加していたが、本年度はそのような大きな増加要因がなかったためである。

【参考4：将来負担比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項目	平成28年度	平成27年度	対前年度差
① 将来負担額	184,121,886	185,433,918	△1,312,032
② 充当可能財源等	172,217,776	172,911,542	△693,766
③ 標準財政規模	67,989,549	67,792,454	197,095
④ 基準財政需要額算入額	9,845,704	9,836,227	9,477
⑤ 将来負担比率	20.4%	21.6%	<比率向上 1.2ポイント>

(注：⑤将来負担比率は、「①将来負担額－②充当可能財源等」の値(分子)を「③標準財政規模－④基準財政需要額算入額」の値(分母)で除して求める。)

平成28年度久留米市資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化に関する審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条の規定に基づき、市長から提出された本市の公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成29年8月9日から平成29年9月5日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

特別会計の名称	平成28年度 資金不足比率	平成27年度 資金不足比率	経営健全化 基準	備考
水道事業会計	—	—	20 %	地方公営企業法 適用企業 (宅地造成事業以外)
下水道事業会計	—	—		
中央卸売市場事業特別会計	—	—		地方公営企業法 非適用企業 (宅地造成事業以外)
簡易水道事業特別会計	—	—		
地方卸売市場事業特別会計	—	—		
農業集落排水事業特別会計	—	—		
特定地域生活排水処理事業特別会計	—	—		

(注： 資金不足比率は、資金不足額（剰余額）又は実質収支の算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、この比率については「—」と表示される。)

(2) 個別意見

「資金不足比率」について

法適用企業である水道事業については、決算書に基づく流動比率(財務の短期流動性を示す。)は、331.3%となり、前年度(279.9%)よりも、増加(上昇)している。これは、現金・預金の増加で流動資産が増加し、その一方、未払金等の減少により流動負債が減少したことが要因であると見られる。また、資金不足比率の算定における資金不足額は生じていない。

下水道事業については、決算書に基づく流動比率は35.2%となり、前年度(32.0%)より増加(上昇)している。下水道事業は、性質上、建設投資の財源の多くを企業債により調達しているため、償還金が大きくなることから、流動比率としては低い数字となる。本年度は一時借入金の増加で流動負債が増加したが、それ以上に、現金・預金及び未収金の増加で流動資産も増加したため、数値は上昇している。また、資金不足比率の算定においては、こちらも資金不足額は生じていない。

したがって、両事業とも経営健全化基準には該当していない。

なお、前年度も述べたことだが、この資金不足比率の算定に関しては、地方公営企業会計基準の改正に伴う資金不足比率の算定における数値変動の影響を勘案し、新会計基準の円滑な定着を図るためとして、流動負債から建設改良等の財源に充てるための企業債の額の算入を除外し、及び一定の引当金については経過措置として3年間算入を猶予するといった措置が採られている。猶予期間経過後の動きについても注意が必要と思われる。

また、この資金不足比率が適用される法非適用企業である5特別会計については、いずれの実質収支においても資金不足額等はないので、資金不足比率は計上されず、当比率の算定上は良好な状態にあると認められる。

ただし、それらの特別会計に係る個々の事業においても、それぞれに財政運営上の課題を有していることについては、やはり留意しておくべきであると思われる。

(各特別会計の資金不足額(剰余額)又は実質収支額については、「財政健全化判断比率審査意見書」を参照のこと。)

財政健全化判断比率及び資金不足比率に関する資料

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

本法は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めることなどにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、平成21年4月1日から施行されている。

2 健全化判断比率

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らねばならない。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の額）に対する比率である。当該比率は、一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質収支額合計が赤字である場合に算定される。本市は、実質赤字が生じていないため、「－」で表記している。算定式は以下のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(備考) ア 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

イ 実質赤字額：繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

ウ 標準財政規模：標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公営企業に係る特別会計等を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。本市は、実質赤字が生じていないため、「－」で表記している。算定式は以下のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(備考) 連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額

ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。財政健全化法における早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であり、また、18%以上になると地方債発行の協議団体から許可団体へ移行することになる基準である。算定式は以下のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 + 準元利償還金）} - \text{（特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \quad \text{（3か年平均）}$$

(備考) ア 地方債元利償還金：一般会計等の公債費の元利償還額

イ 準元利償還金：次の(ア)から(オ)までの合計額

(ア) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還相当額

(イ) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

(ウ) 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

(エ) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

(オ) 一時借入金の利子

ウ 特定財源：都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方債残高に加え、公社の債務保証や損失補てんを行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。算定式は以下のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額 + 特定財源見込額）} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

(備考) 将来負担額：次のアからクまでの合計額

ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額：アからカまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

3 資金不足比率

資金不足比率は、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営状態の判断指標である。この比率が、経営健全化基準 20%を超えると、経営健全化計画を策定しなければならない。算定式は以下のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(備考) ア 資金の不足額 (法適用企業)

$$= (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起した地方債の現在高} \\ - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

イ 資金の不足額 (法非適用企業)

$$= (\text{歳出額} + \text{建設改良等以外の経費の財源に充てるために起した地方債の現在高} \\ - \text{歳入額}) - \text{解消可能資金不足額}$$

ウ 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

エ 事業の規模 (法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

オ 事業の規模 (法非適用企業)

$$= \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$